

沖縄全島エイサーまつり観光客誘客シャトルバス運行等業務 仕様書

1. 委託業務名

沖縄全島エイサーまつり観光客誘客シャトルバス運行等業務

2. 委託期間

契約日の翌日から令和7年11月28日まで

3. 沖縄全島エイサーまつり会場及び開催日

(1) 会場

コザ運動公園陸上競技場

(2) 開催日

令和7年9月13日（土）・9月14日（日）

（天候不良等で延期になった際は、延期日に実施する）

4. 業務の目的

シャトルバスの運行及びその告知活動等を行い、市内外からの観客動員の拡大、県外からの観光客の誘客を図ることを目的とする。

5. 業務の内容

業務内容は、次のとおりとする

(1) シャトルバス運行（運行時間 13：30～23：30）

発着所（会場発着所含む）は下記のとおりとする

- ① 沖縄市農民研修センター
- ② 泡瀬漁港
- ③ 沖縄市役所
- ④ 沖縄市立図書館前
- ⑤ イオンモール沖縄ライカム
- ⑥ 会場（コザ運動公園）

※臨時駐車場は①農民研修センター/②泡瀬漁港/③沖縄市役所の3カ所を本市が確保する。

※発着所及び乗り降りに関する調整は、請負者で行うこと。

※運行間隔は、20分以内とすること。

※会場発着所行きのバスの最終は①～⑤各発着所 20：00 発、⑥会場発着所発は最終 22：30 発とし、乗客待機状況によりバスを運行すること。

(2) バスへの乗客の誘導及び発着所での乗客の安全管理（看板・プラカード等の利用）

(1) に掲げる①～⑥の発着所について、人員を配置する。

※会場での乗客のバスへの乗車、乗降時の同線の確保について提案を行う。

※会場発着乗客待合スペースについては現況のままの利用となるので、利用する場合は誘導・照明・足場環境の整備・雨天対策等を行う。

発着所の運用方法について受託後に市と協議を行い決定する。

(3) 告知活動

シャトルバス運行及び臨時駐車場について告知を行い、市内外・県外からの誘客を図る。また、会場発着所乗客待合スペースの変更がある旨の周知を行う。

(4) 照明器具の設置・撤去

①会場発着所

- ・乗客待合スペース
- ・バス乗降スペース

②まつり会場から会場発着所

③泡瀬漁港発着所

- ・乗客待合スペース
- ・バス乗降スペース
- ・臨時駐車場

④沖縄市農民研修センター

- ・乗客待合スペース
- ・バス乗降スペース
- ・臨時駐車場

(5) 案内看板等の製作および設置・撤去

発着所や臨時駐車場を分かりやすく案内するとともに、利用者の安全を確保するため、案内板やプラカードの製作および設置・撤去を行う。

①まつり会場周辺での臨時駐車場案内看板

②まつり会場内での会場発着所の案内看板

③発着所及び臨時駐車場の看板

④発着所での乗客誘導用誘導板

(6) 雨天対策（雨天対策用テントの設置・撤去）

各発着所に雨天対策用テントを設置し、雨天時でも滞りなくスムーズにシャトルバスが運行できるよう対策を行う。

(7) 業務実施報告

本件業務完了時には、以下のドキュメント等を整備して市へ提出すること。

①業務実施報告書

②上記ドキュメントを保存した CD 又は DVD

※提出ドキュメントについては、業務を遂行していくなかで変更が生ずる場合がある。

6. 提出書類等

受託者は、業務の着手及び完了に伴い、以下の書類を提出することとする。

(1) 業務着手後

①着手届

②工程表

③主任届

④その他、市が必要とみなした書類

(2) 業務完了後

①業務完成届

②実績報告書

(シャトルバス運行実績内容も含む※時間帯やルート別バス運行実績等)

③出来高見積書（業務実施後に実際に要した額が分かる見積書）

④経費実績に係る根拠資料（領収書の写し等）及び清算書等

⑤引渡書

⑥その他、市が必要とみなした書類

※業務実施後において、②から④の資料を提出後、市と請負者で協議した上で、市は対象経費に該当する箇所のみ支払いを行う。よって非対象経費と判断される経費について、市は支払いを行わないものとする。

8. その他

本業務の実施について、仕様書に明記されていない事項等については、市と協議のうえ決定し、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。また、受託事業者は当該項目について、疑義があるときは本市と協議することができる。